歴史を生かしたまちづくり相談室のご案内

公益社団法人横浜歴史資産調査会(ヨコハマヘリテイジ)では、横浜市と連携し、歴史的建造物の保全活用など歴史を生かしたまちづくりに取り組んできました。

近年、歴史的建造物を取り巻く状況は大きく変化し、所有者の抱える悩みも複雑化し、深刻になっています。これらの状況を踏まえ、きめ細やかな所有者支援を行うため、公益社団法人横浜歴史資産調査会(ヨコハマヘリテイジ)内に「歴史を生かしたまちづくり相談室」を開設しました。主に歴史的建造物の所有者を対象として、専門家や関係活動団体、行政が連携し、具体的な対応策について提案していきます。

相談は無料で、どなたでもお申込みいただくことができますので、お気軽にご利用ください。

1 相談方法

ヨコハマヘリテイジのホームページに直接入力又は、裏面の相談シートに必要事項を記入の上、郵送、Eメール、ファクシミリにより公益社団法人横浜歴史資産調査会(ヨコハマヘリテイジ)にお申込みください。また、毎週水曜日には電話による相談も受け付けます。

送 付 先	公益社団法人横浜歴史資産調査会(ヨコハマヘリテイジ)内					
	「歴史を生かしたまちづくり相談室」係					
電 話	045-651-1730					
	※毎週水曜日 午前10時から午後3時まで(年末・年始・祝日を除く)					
F A X	045-651-1730 (随時)					
Eメール	yh-info@yokohama-heritage.or.jp (随時)					
郵送	〒231-0012 横浜市中区相生町3-61 泰生ビル405号室(随時)					

2 相談内容の例

- 自宅は古いが、歴史的価値があるのか分からないので調べてほしい。
- 建物は残したいが、相続が発生すると家族で持ち続けることが困難なので、よい方法はないか。
- ・ 歴史的建造物の改修を任せられる腕の良い職人を教えてほしい。 など

3 対応方法

受け付けた相談については、専門家、ヨコハマヘリテイジ事務局員、横浜市都市デザイン室職員等が内容を検討の上、相談内容にお応えします。また必要に応じて、現地確認や詳細のヒアリングなどのため、ヨコハマヘリテイジからアドバイザーを派遣する場合もあります。

< 公益社団法人横浜歴史資産調査会(ヨコハマヘリテイジ)>とは・・

歴史的建造物に係る専門家等の団体。昭和63(1988)年に「横浜市歴史的資産調査会」として発足して以来、横浜市と連携して歴史的建造物の調査や保全活用に関する調査研究のほか、セミナーや見学会等の普及啓発などを行っています。平成25年度からは公益社団法人となりました。(ホームページ) http://www.yokohama-heritage.or.jp/

〇問合せ・連絡先

公益社団法人横浜歴史資産調査会 (ヨコハマヘリテイジ) 内「歴史を生かしたまちづくり相談室」係 電話・FAX: 0 4 5 - 6 5 1 - 1 7 3 0 (月・水・金) Eメール: yh-info@yokohama-heritage. or. jp

横浜 歴史を生かしたまちづくり相談室 相談シート

送付先:公益社団法人横浜歴史資産調査会(YOKOHAMA HERITAGE)

電 話: 0 4 5 - 6 5 1 - 1 7 3 0 (※毎週水曜日午前 10 時から午後 3 時まで・年末年始祝日を除く)

FAX: 045-651-1730

郵 送: 〒231-0012 横浜市中区相生町3-61 泰生ビル405号室

フリガナ					= 1 1 -	平成	年
お名前					記入日	月	日
	₹						
ご住所	区						
	(マンシ	ンョン等・号	····室)				
電話							
FAX							
E-mail							
`声 <i>级 十</i> :+	相談室から連絡する場合に都合の良い連絡方法に〇をつけてください。						
連絡方法	電話 FAX E-mail 郵送 その他()						
相談対象	所在	地	区				
建造物の	種別		社寺 西洋	館近	代建築	古民家	その他
概要	建物所有関係		本人所有	家族	所有	借家	その他
似女	土地所有関係		本人所有	家族	所有	借地	その他
相談内容		歴史的建造物として価値があるか知りたい。					
	改修や補修についてアドバイスを受けたい。						
		指定や認定、支援制度等について詳しく知りたい。					
		その他					

※詳細な相談内容は別紙にてご連絡ください。[別紙 なし あり(枚)]